

## 社会福祉法人つぐみ共生会 虐待防止委員会設置要領

### (委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

### (委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、理事長とする。
- 2) 委員には、虐待防止担当者、評議員を加える。
- 3) 委員には、必要ある場合に第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

### (委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

### (委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 2) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 3) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当者に報告する。
- 4) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 5) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 6) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

### (委員会の責務)

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止

意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2) 委員は、日頃より社会福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

（委員会の委員） 別途添付

附 則

令和4年6月19日 制定